

はい作業主任者技能講習会の開催延期について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部

労働安全衛生法第14条並びにその他省令で定めるところにより、高さ2メートル以上のはい（倉庫・上屋又は土場に積み重ねられた荷）のはい付け、はいくずし（荷積み・荷卸し）作業にはフォークリフト荷役運搬機械等の運転者のみによって行われる場合を除き、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならないことになっております。

はい作業主任者技能講習会については、今年度も例年どおり7月の開催を予定しておりましたが、いまだ終息の気配すら感じられない新型コロナウイルス感染症の拡大並びに防止の観点から、今般やむなく7月の開催を延期することになりました。

今後、開催日時等詳細につきましては改めてご案内させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い致します。